

住宅確保要配慮者の範囲

【法に定める者】

- ・低額所得者
- ・被災者（発災後3年以内）
- ・高齢者
- ・障害者（障害者基本法第2条第1号に規定する障害者）
- ・子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している者

【省令に定める者】

- ・日本国籍を有しない者（外国人）
- ・中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所入所者等
- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者
- ・北朝鮮拉致被害者等
- ・犯罪被害者等
- ・更生保護対象者等
- ・生活困窮者
- ・東日本大震災等の大規模災害の被災者

【さいたま市賃貸住宅供給促進計画で定める者】

- ・海外からの引揚者
- ・新婚世帯
- ・原子爆弾被爆者
- ・戦傷病者
- ・児童養護施設等退所者
- ・LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）等の性的マイノリティ
- ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者
- ・ひとり親世帯
- ・失業者
- ・妊娠している者がいる世帯